

[情報公開・個人情報保護関係](#)

判決データベース検索

[ヘルプ](#)

以下の語句を全て含む 以下の語句を一つ以上含む
用語検索

複数の語句が指定可能です。(スペース区切り:全半角不問)

指定しない
 最高裁判所
裁判所名 高等裁判所
 地方裁判所

判決
年月日
平成 27 年 3 月 11 日
 年 月 日

半角数字で入力して下さい。

原処分庁
複数の語句が指定可能です。(スペース区切り:全半角不問)

判決について、総務省が分析を行ったものについては、以下の区分でも検索できます。

(注)分析作業が終わった事案のみを対象としています。

カテゴリ検索 > [行政事件訴訟上](#) [情報公開制度運用上](#) [特定分野の行政文書](#) [個人情報保護制度運用上](#)

[メニューへ](#)

[情報公開・個人情報保護関係](#)

判決データベース検索

[ヘルプ](#)

検索結果

1~2 / 2件を表示しています。

1	本文表示 要旨・概要
裁判所名	東京高等裁判所
裁判年月日	平成27年3月11日
判決見出し	相談記録不開示決定処分取消等請求控訴事件
2	本文表示 要旨・概要
裁判所名	東京高等裁判所
裁判年月日	平成27年3月11日
判決見出し	相談記録不開示決定処分取消等請求控訴事件

検索結果の絞り込み

行なった検索結果について条件を追加して絞り込むことができます。

以下の語句を全て含む
 以下の語句を一つ以上含む
 用語検索

複数の語句が指定可能です。(スペース区切り:全半角不問)

指定しない
 裁判所名
 最高裁判所
 高等裁判所
 地方裁判所

判決
 年月日
 年 月 日
 年 月 日

半角数字で入力して下さい。

原処分庁
 複数の語句が指定可能です。(スペース区切り:全半角不問)

[戻る](#)

平成27年3月11日判決言渡
相談記録不開示決定処分取消等請求控訴事件
(原審・東京地方裁判所(平成26年7月17日))

判 決

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 環境大臣が控訴人に対して平成25年3月4日付けでした原判決別紙不開示文書目録記載の文書についての不開示決定(環境大臣の平成25年11月26日付け環境秘発1311264号決定による変更後のもの)を取り消す。
- 3 環境大臣は、控訴人に対し、前項の文書を開示せよ(主位的請求)。
- 4 環境大臣は、控訴人に対し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律15条所定の手続きを執った上、第2項の文書を開示せよ(予備的請求)。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、環境庁(当時)に勤務していた控訴人が、環境大臣に対し、平成25年1月31日付けで、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条、13条1項に基づき、保有個人情報である原判決別紙不開示文書目録記載の文書(以下「本件相談記録」という。)の開示を求めたが、環境大臣が同年3月4日付けで開示しない旨の決定(以下「本件決定」という。)をしたことから、被控訴人に対し、(1)本件決定(ただし、環境大臣の平成25年11月26日付け環境秘発1311264号決定による変更後のもの)の取消しを求めるとともに、(2)(ア)主位的に本件相談記録の開示の義務付けを、(イ)予備的にその部分開示の義務付けを求めた事案である。原審は、本件訴えのうち、被控訴人に対し、本件相談記録の開示決定の義務付けを求める部分(上記(2)(ア)、(イ)をいずれも却下し、その余の請求(同(1))を棄却した。そこで、控訴人が、これを不服として、本件控訴を提起した。

2 法令の定め及び前提事実

- (1) 後記(2)のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2事案の概要」の1項及び2項(原判決2頁19行目から6頁15行目)に記載のとおりであるから、これを引用する。
- (2)ア 原判決5頁2行目の「文書(」の後に「A4版1枚のもの、」を加える。

イ 原判決6頁15行目末尾に行を改め、次を加える。

「(13) 控訴人は、当審において、被控訴人に対し、民事訴訟法220条4号に基づき、マスキング処理される前の本件相談記録(乙9、ただし、相談者の氏名、性別、年齢、所属等の直接的な個人識別情報を除く。)の裁判所への提出を求めた文書提出命令の申立てをした。

これに対し、当裁判所は、平成26年11月25日、法に基づく保有個人情報の開示請求に対する不開示決定の取消訴訟において、不開示とされた文書の提出命令を認めることは、不開示事由の存否についての終局的判断がされる前に不開示決定を取り消して当該文書が開示されたのと実質的に同じ事態を生じさせ、訴訟の目的を達成することに帰するが、そのような結果は法による情報開示制度の趣旨に照らして不合理といわざるを得ないから、控訴人の申立てに係る文書提出命令を発することは許されないと解すべきであるとして、却下した。」

3 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 後記(2)のとおり当審における控訴人の主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の3項及び4項(原判決6頁16行目から10頁13行目)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 当審における控訴人の主張

本件相談記録(乙9)と本件概要書(甲5)とは別個の行政文書であるが、同一の事案に関する客観的事実を記録したものであり、両者の項目の区分が一致しているから、各項目には、大小はあっても同じ内容が記載されている。

環境大臣は、本件相談記録の全部を開示しないとする決定をしたが、情報公開・個人情報保護審査会の答申を受けて、項目ごとに区分して部分開示を行い、また、法務大臣は、別件訴訟において、本件概要書の相当部分を特定し、公開の法廷で陳述した(甲18, 19, 30, 31)。すなわち、環境大臣及び法務大臣は、「開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがない」(法15条2項)と判断し、「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」(同条1項)ことを示したものであるから、それを不開示とすることは、裁量権の逸脱濫用である。

そして、たとえ控訴人が既に本件概要書の開示を受け、本件相談記録に記載された概要を把握しているとしても、本件相談記録の開示を受ける必要が高くないとはいえず、手続きに則った正式な開示が必要である。

したがって、本件相談記録のうち、既に関示された内容については、それと同程度に関示すべきであり、環境大臣が本件概要書で開示し、法務大臣が別件訴訟で陳述したもので、各項目に対応する部分、とりわけ本件概要書の「主な相談内容」に対応する、本件相談記録の「相談内容」の控訴人の加害行為とされる内容及び相談員の対応については、相談者の個人識別情報を除き、控訴人に開示すべきである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件訴えのうち、本件不開示情報の全部又は一部の開示決定の義務付けを求める部分は不適法であるからいずれも却下すべきであり、その余の請求は理由がないから棄却すべきものと判断する。

その理由は、後記2のとおり補正し、後記3のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」(原判決10頁14行目から17頁15行目)に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 (1) 原判決10頁20行目の「そこで、」を削除する。

- (2) 原判決10頁23行目の「検討する。」の後に次を加える。

「なお、法に基づく保有個人情報の開示請求に対する不開示決定の取消訴訟においては、事柄の性質上、当該行政文書に記載された個別具体的な文言が明らかにされることはないが、それにどのような不開示情報が記載されているかについては、経験則に基づき、当該行政文書の作成者、作成時期、当該行政文書の種類、性質、目的など、当該行政文書に記載された情報の基本的な性格から一般的類型的に判断することが求められており、かつ、それで足りる。そこで、以下、上記の観点から検討を加える。」

3 当審における控訴人の主張について

- (1) 上記第2の3(2)の主張について

本件相談記録(乙9)と本件概要書(甲5)とは別個の行政文書であるから、各文書に記載された保有個人情報について、その不開示情報該当性や部分開示要件該当性の有無を判断するに当たっては、当該行政文書の記載内容や性質等を勘案し、各文書ごとに個別に判断すべきところ、本件相談記録は、相談員が、相談者からセクシャル・ハラスメントに関する相談があったことを受けて、相談者から直接聴取した内容等に基づき、相談者、相談があった事実、相談の内容等を相当具体的に記録したものとみられるのに対し、本件概要書は、全体がA4版1枚に記載されていることからしても、相談者の個人識別だけでなく、相談内容が明らかにならない程度に本件相談記録を抽象化したものと解される。そうすると、本件相談記録と本件概要書の各項目が同一ないし類似することをもって、直ちにそれらが同一の内容を記載したものであるということとはできない。

また、本件事実関係の下では、被控訴人が、本件相談記録と本件概要書の記載内容とが同一であることを自認したとはいえないし、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとの態度を示したともいえないから、控訴人の主張は、その前提を欠くものである。

引用に係る原判決(14頁22行目から26行目)に説示したとおり、本件不開示情報について、部分開示を相当とすべきものとは解されない。

したがって、控訴人の上記主張は、理由がない。

- (2) 控訴人が縷々述べるその余の主張は、いずれも法的に意味がないものか、又は独自の見解であって、上記の判断を左右するものではない。

第4 結論

以上によれば、原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。よって、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部